

## 医療的ケアが必要なお子さんの保育

区立沼袋保育園、区立白鷺保育園、区立本町保育園では、医療的ケアが必要で、かつ集団保育が可能なお子さんを対象に、医療的ケア児受け入れ枠（各園定員1名）を設け、保育を行います。入園選考（利用調整）は、医療的ケア児受け入れ枠に空きがある場合に行います。

また、対象は1歳児クラス～5歳児クラスのお子さんです。

### ◎対応できる医療的ケア

- (1) 喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）および排痰介助としての定時薬液吸入・気管切開部の管理
- (2) 経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）
- (3) 定時の導尿

◎保育を行う日・時間：月曜日から金曜日 8：30～17：00

### ◎医療的ケア児の入所までの手続き

入園申請→書類審査→入園前面接および健診の実施→審査会→入園受入可否の決定

## 認可居宅訪問型保育事業

中野区では、障がいや疾病等により、集団保育が著しく困難な乳幼児のお子さんに対し、ご自宅に保育者を派遣し1対1で保育を行う認可居宅訪問型保育事業（地域型保育事業）を行っています。

### ◎対象となるお子さん

主に中重度の肢体不自由児、知的障がい児、重症心身障がい児で、医療的ケア（たんの吸引・経管栄養・経鼻栄養・胃ろう・腸ろう等）を必要とし、概ね障がいの程度が身体障害者手帳の1・2級または東京都愛の手帳の1・2度に該当する1・2歳児のお子さん（0歳および3～5歳児は要相談）。

※お子さんの症状を確認するための書類（医師の診断書等）の提出が必要となります。

※気管切開や人工呼吸器等、重度の呼吸器系疾患のあるお子さんについては対応できない場合があります。（保育運営事業者の判断によります）

### ◎保育時間

曜日：月曜日～金曜日（祝日および年末年始を除く）

時間：午前8時～午後6時までの最長8時間 ※延長保育は行いません。

### ◎食事

給食の提供はありません。保護者の方に用意していただき、保育者が食事介助します。

### ◎保育料

P25の「5. 認可居宅訪問型保育事業の保育料」をご覧ください。

※保育料の他、保育に必要な実費（保育者の交通費等）がかかります。詳しくは保育運営事業者にお問合せください。

### ◎保育運営事業者

特定非営利活動法人フローレンス（03-6811-0907）

事業名：障がい児訪問保育アニー（ホームページ<https://annie-hoiku.jp/>）

### ◎利用申込み

事前に上記事業者へご相談のうえ、利用申込みをしてください。電話でのご相談も可能です。

※窓口のご相談は区役所窓口（3階11番子ども総合窓口）のみとなります。